

関係機関の支援制度

③ 少年犯罪で利用できる支援制度

被害にあわれた方などが、申出をして認められた場合、利用できる制度です。

詳しくは各問合せ先(P25～)にご確認ください。

制 度	内 容	問合せ先
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所の調査官に、気持ちや事件についての意見を述べることができます。	家庭裁判所
少年審判の傍聴	故意の犯罪で人を死傷させた事件や過失運転致死傷罪などの事件の被害にあわれた方などは、少年審判の傍聴が認められます。 ※12歳未満の少年の事件は除く。	
少年審判結果等の通知	家庭裁判所から、少年の審判結果等の通知を受けることができます。	
少年事件の記録の閲覧・コピー	審判（少年の場合の裁判）の開始が決定した事件について、事件記録を見たり、コピーしたりできます。	
少年審判後の被害者等通知制度	審判で、保護処分を受けた加害少年の少年院における処遇状況や仮退院審理に関する情報、保護観察中の処遇状況等について通知を受けることができます。	少年鑑別所 又は 保護観察所
心情等聴取・伝達制度	被害に関する気持ちを述べたり、希望があれば少年院在院中の加害者に、その気持ちを伝えたりすることができます。	少年鑑別所